

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県等における組織・体制の整備

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な組織及び体制等の整備を図る必要があることから、防災に関する体制を活用しつつ、以下のとおり、県の組織・体制の整備、県職員の参集基準等、市町村及び指定地方公共機関の体制の整備等について定める。

1 県の組織・体制の整備

県の各部局は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。

部局名	事務分担
危機管理局	1 県国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関すること 2 県国民保護協議会の運営に関すること 3 国民保護に関する組織の整備に関すること 4 国民保護に関する訓練に関すること 5 国民保護に関する啓発に関すること 6 自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）要請に関すること 7 住民の避難措置に関すること 8 緊急通報の発令に関すること 9 被災情報・安否情報の総括整理に関すること 10 特殊標章等の交付に関すること 11 武力攻撃原子力災害又は緊急処理事態における攻撃による原子力災害に関すること 12 ガスの供給に関すること
総務部	1 総務部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 職員の派遣の要請及びあっせんの手続に関すること 3 文教施設等の保全に関すること（教育庁分掌事務を除く。） 4 児童及び生徒の安全確保に関すること（教育庁分掌事務を除く。） 5 その他総務部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること

第2編 平素からの備えや予防

部局名	事務分担
企画政策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画政策部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 広報に関する事 3 交通機関（運送事業者）との連絡調整に関する事 4 電気通信事業者との連絡調整に関する事 5 その他企画政策部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境生活部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 廃棄物処理に関する事 3 その他環境生活部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難住民等の救援に関する措置に関する事 3 安否情報の収集・整理に関する事 4 高齢者及び障害者の安全確保に関する事 5 医療及び医薬品の確保に関する事 6 保健衛生に関する事 7 飲料水の供給に関する事 8 心の相談に関する事 9 赤十字標章等の交付に関する事 10 その他健康福祉部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工労働部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 石油燃料の供給に関する事 3 被災者の就職支援に関する事 4 その他商工労働部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難住民に対する食糧の確保に関する事 3 農業用ダムに関する事 4 応急仮設住宅その他住宅の建設資材の確保に関する事 5 その他農林水産部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事

第 2 編 平素からの備えや予防

部局名	事務分担
県土整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 県土整備部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 道路及び橋梁の確保に関すること 3 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること 4 ダム（農林水産部分掌事務を除く。）に関すること 5 港湾及び空港施設に関すること 6 応急仮設住宅に関すること 7 公営企業に係る施設の保全及び復旧に関すること 8 その他県土整備部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
観光国際戦略局	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光国際戦略局分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 観光客に対する避難情報の提供等に関すること 3 外国人に対する避難情報提供の支援に関すること 4 その他観光国際戦略局分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
エネルギー総合対策局	<ol style="list-style-type: none"> 1 エネルギー総合対策局分掌事務に係る被災情報の収集に関すること 2 電気の供給に関すること 3 その他エネルギー総合対策局分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
出納局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用物品の調達に関すること 2 災害用物資器材の調達に関すること 3 資金運営計画に関すること 4 その他出納局分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
教育庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集に関すること 2 文教施設等の保全に関すること（総務部分掌事務を除く。） 3 児童及び生徒の安全確保に関すること（総務部分掌事務を除く。） 4 文化財の保護に関すること 5 その他教育庁分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集に関すること 2 避難住民の誘導等の実施に関すること 3 生活関連等施設の立入制限区域の指定に関すること 4 交通規制に関すること 5 その他警察本部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること

第2編 平素からの備えや予防

2 県職員の参集基準等

(1) 県職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等又は緊急処理事態に対処するために必要な県職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等又は緊急処理事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、県職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び県職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下に掲げる体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【県の体制及び県職員の参集基準】

県の体制	県職員の参集基準
①担当課体制	防災危機管理課職員及び消防保安課職員が参集
②県危機対策連絡室体制	原則として、県国民保護対策本部体制又は県緊急処理事態対策本部体制に準じて県職員の参集を行うが、具体的な基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③県危機対策本部体制	
④県国民保護対策本部体制 又は県緊急処理事態対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	県の全部局での対応が必要な場合	②③
事態認定後	県国民保護対策本部又は県緊急処理事態対策本部の設置に係る指定の通知がない場合	① ②③
	県国民保護対策本部又は県緊急処理事態対策本部の設置に係る指定の通知を受けた場合	④

(4) 県職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 県職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させることや、必要な参集手段について定めておく。

なお、県国民保護対策本部又は県緊急対処事態対策本部（以下「県対策本部」という。）の本部長（以下「県対策本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとし、副本部長及び本部員については、その代替職員を定めておく。

- 第 1 順位 地方自治法第 152 条第 1 項の規定による知事の職務を代理する順位が第 1 順位である副知事
- 第 2 順位 知事の職務を代理する順位が第 2 順位である副知事
- 第 3 順位 危機管理局長

(6) 県職員の所掌事務

県は、(3)の①から④までの体制ごとに、参集した県職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

第2編 平素からの備えや予防

3 国民の権利利益の救済に係る処理体制の確保等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済に係る処理体制の確保

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部局を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目	国民保護措置又は緊急対処保護措置の内容	担当部局
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	健康福祉部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	健康福祉部
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	健康福祉部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)	危機管理局
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	警察本部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	健康福祉部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	危機管理局 健康福祉部
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	健康福祉部
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		危機管理局 健康福祉部 警察本部 等
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		危機管理局 健康福祉部 警察本部 等

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を県文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐこととし、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町村及び指定地方公共機関の体制の整備

(1) 市町村の体制の整備

市町村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 指定地方公共機関の体制の整備

指定地方公共機関は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置又は緊急対処保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2編 平素からの備えや予防

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等及び緊急処理事態において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に実施されるよう、指定行政機関との連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に実施されるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項等について、県は、国からの情報提供等を踏まえた対応を行うとともに、平素から東北防衛局等関係機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生した場合や武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等又は緊急処理事態においても対応できるよう、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、広域にわたる避難の実施、物資及び資材の供給並びに救援の実施における相互応援について他の都道府県との連携を図る。

なお、これらの応援協定の内容に関し、必要な見直しを行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制を整備する。

(4) 近隣の道県との間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近隣の北海道、岩手県及び秋田県等との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、県環境保健センター等の機関は、近隣の北海道、岩手県及び秋田県等との連携体制を平素から構築する。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、他の都道府県に対し国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

第2編 平素からの備えや予防

4 市町村との連携

(1) 市町村との連携における留意点

県は、市町村との緊密な連携を図る。

この場合において、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置又は緊急対処保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置と市町村の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、市町村間の相互応援協定等を通じて、市町村相互間の国民保護措置又は緊急対処保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備に係る地方財政措置を踏まえた支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研修を行うとともに、国民保護措置又は緊急対処保護措置の訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連携

県は、指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図り、連絡先等の情報について定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携を図られるよう配慮する。

また、国民保護措置又は緊急対処保護措置に資するための活動に係る訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第2編 平素からの備えや予防

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、県、市町村、電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備・充実に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(1) 施設・設備面

- 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実に努める。
- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備・充実に努める。
- 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部に伝送する画像伝送無線システムの管理・運用体制の充実に努める。
- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

- 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信

第2編 平素からの備えや予防

輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

- 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- 国民に情報を提供するに当たっては、市町村防災行政無線、広報車両等の活用を図るとともに、要配慮者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 県警察における通信の確保

県警察は、東北管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、同報系その他の市町村防災行政無線の整備・充実に努めることとし、既に市町村防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第2編 平素からの備えや予防

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報提供、警報の通知・伝達、安否情報の収集・整理・提供、被災情報の収集・報告等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制整備

県は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報の通知・伝達に必要な準備

(1) 警報の通知・伝達先となる関係機関

県は、事態対策本部又は緊急処理事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）の本部長（以下「国の対策本部長」という。）が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等について資料編に記載する。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し又は居住する施設について、国及び市町村との役割分担も考慮して定める。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が要配慮者に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の内容及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の内容は以下のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する際の安否情報報告書の様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に定める安否情報報告書様式第3号によるものである。

第2編 平素からの備えや予防

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要な情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答の希望
- ⑬ 知人からの照会に対する回答の希望
- ⑭ 親族・同居者、知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することへの同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要な情報
- ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意

【様式第3号】

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告書														
年 月 日 時 分														
市町村名											担当者名			
①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要な情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

（注）緊急対処事態における安否情報の報告もこの様式による。

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理し、報告し及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努める。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関の連絡先等をあらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集し、整理し、報告し及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を以下に掲げる様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、その管理する施設又は設備に関する人的及び物的被害の状況等並びにその業務として行う国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する人的及び物的被害の状況等の被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

第2編 平素からの備えや予防

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
青 森 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 緊急対処事態における被災情報の報告もこの様式による。

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等及び緊急処理事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員の研修制度の充実

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の円滑な実施を図るため、研修制度を充実するなど、人材の育成に努める。この場合において、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等の外部の人材を講師に招く。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するための国の研修機関における研修課程を有効に活用する。

(2) 消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とする研修

県は、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する研修を行う。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等又は緊急処理事態における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部等設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

第2編 平素からの備えや予防

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置又は緊急対処保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。
- ⑦ 本県が積雪寒冷地であることにかんがみ、避難及び救援等の措置について、冬期における実動訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【準備する基礎的資料】

- ① 県の地図
- ② 区域内の人口分布
- ③ 区域内の道路網のリスト（冬期閉鎖路線一覧を含む。）
- ④ 輸送力のリスト
- ⑤ 避難施設のリスト
- ⑥ 備蓄物資及び調達可能物資（これらには、冬期において必要となる資機材を含む。）のリスト
- ⑦ 生活関連等施設等のリスト
- ⑧ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(2) 避難実施要領のパターンの作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【準備する基礎的資料】

- ① 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ② 備蓄物資、調達可能物資（これらには、暖房器具及び燃料を含む。）のリスト
- ③ 関係医療機関のデータベース
- ④ 救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）のデータベース
- ⑤ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ⑥ 墓地及び火葬場等のデータベース

第2編 平素からの備えや予防

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、青森県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に定める災害救助法適用時の救助に係る県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村が行う救援に関する措置について市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行う。また、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握する輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握する輸送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 漁港（漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ⑤ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- ⑥ ヘリポート及び場外離着陸場（所在地、面積、管理者の連絡先など）

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等又は緊急対処事態における交通規制計画等

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

第2編 平素からの備えや予防

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、国民保護措置の実施のため、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設を指定する。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として、公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設を避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報に国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(7) 緊急対処保護措置の実施のための避難施設

県は、緊急対処保護措置の実施のための避難施設については、国民保護措置の実施のための避難施設を活用する。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、要配慮者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況）等について配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における住民の避難について主体的な役割を担うことから、避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力並びに確保すべき輸送施設についてあらかじめ把握するものとする。

(3) 市町村が実施する救援

市町村は、県との調整の結果、市町村が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第2編 平素からの備えや予防

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等又は緊急処理事態においては、発電所、ダム、危険物質の取扱所等の生活関連等施設について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。以下同じ。）について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	農林水産省、国土交通省
	10号	危険物質等の取扱所	下表のとおり

【危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	危険物質等の種類	所管省庁名
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高压ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会
	8 号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9 号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察及び海上保安部に対する情報提供

県は、県警察及び海上保安部に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

第2編 平素からの備えや予防

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

県は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれに準じた措置を講ずる。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれに準じた措置を講ずる。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等又は緊急処理事態における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれに準じた措置を講ずる。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、県若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれに準じた措置を講ずる。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2 県が管理する公共施設等における警戒等

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

1 県が管理する公共施設等における警戒等

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

2 市町村が管理する公共施設等における警戒等

市町村が管理する公共施設及び公共交通機関等における警戒等についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第2編 平素からの備えや予防

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄し、整備する国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

なお、本県が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具及び燃料の備蓄・調達可能量等を把握することに留意するものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(4) 緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材

県は、緊急対処保護措置に必要な物資及び資材については、国民保護措置の実施のための物資及び資材を活用する。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり迅速に供給できる体制を整備するものとする。

なお、緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材については、国民保護措置の実施のための物資及び資材を活用するものとする。

第2編 平素からの備えや予防

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置及び緊急対処保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県及び県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民が取るべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。